

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

2015.5



人生の「もしも」を「^{あんど}安堵」にかえる。

LIFE

アンドライフ

無解約返戻金型

総合収入保障保険

無配当

予測できない「万一」だからこそ、
しっかり備えたい。

金融機関窓口販売用



風車(オランダ)



三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)」へワクチン等の購入費用を寄付します。

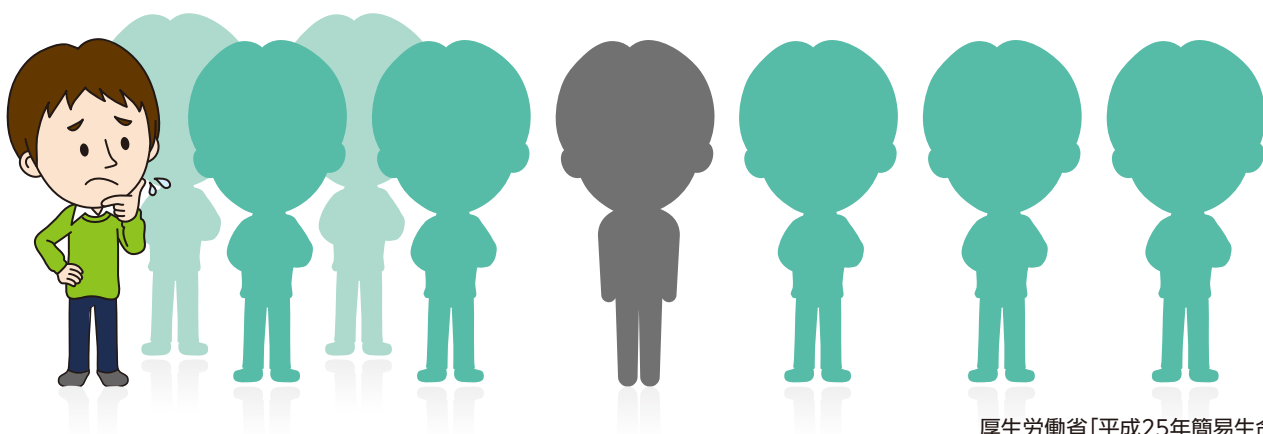
⚠ この商品は三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする **生命保険商品** であり、**預貯金ではありません。**

ちょっと気になる数字の話…。

「万一のための生命保険」と言いますが、「**万一**」とは
1／10,000の確率なのではないでしょうか。

35歳男性が65歳まで存命される確率は約89.3%
 つまり、35歳男性のうち約10.7%

約**9人**に**1人**は 65歳になるまでに亡くなって
 しまうことになります。



厚生労働省「平成25年簡易生命表」

年齢階級別にみた主な死因の状況(死亡者の割合)

	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80歳 以上
1位	不慮の事故	悪性新生物											
2位	悪性新生物	不慮の事故	心疾患										
3位	心疾患	不慮の事故	脳血管疾患										肺炎
4位	先天奇形等	脳血管疾患	不慮の事故	肝疾患	不慮の事故	肺炎	脳血管疾患						
5位	脳血管疾患	肺炎	肝疾患	不慮の事故	肝疾患	肺炎	不慮の事故						

厚生労働省「平成25年 人口動態統計」をもとに三井住友海上あいおい生命が作成

※自殺・老衰による死亡を除きます。 ※「心疾患」は高血圧性のものを除きます。 ※「不慮の事故」には交通事故を含みます。



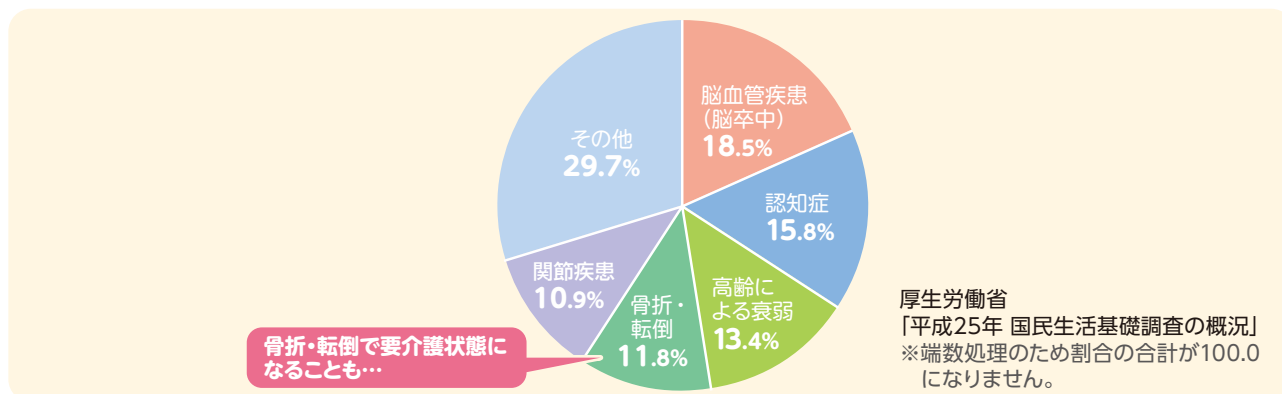
交通事故等の不慮の事故や
 三大疾病(悪性新生物(ガン)・心疾患・脳血管疾患)による
 死亡への備えを考えてみましょう。



備える
POINT

また、病気や不慮の事故などが原因で「介護状態」になるケースもあり、介護が必要となった場合の「備え」も大切です。

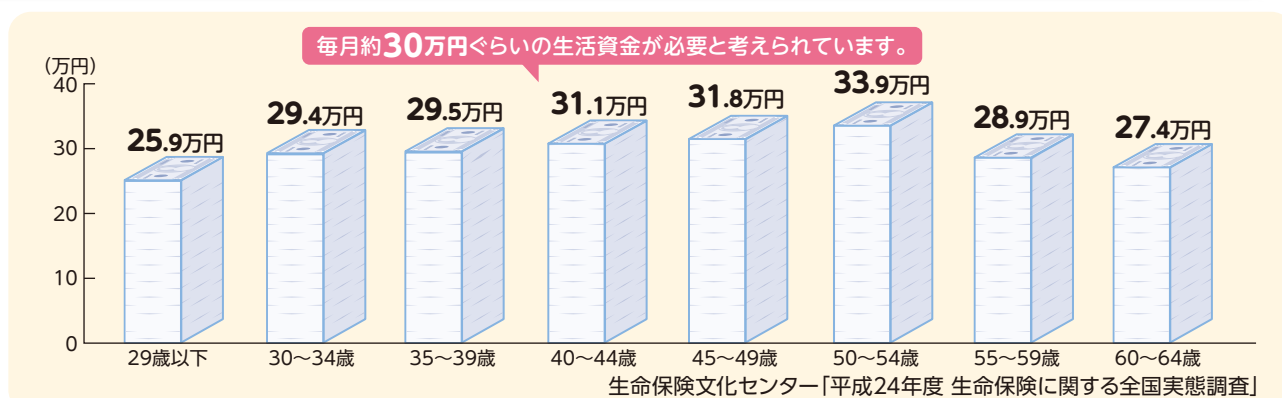
介護が必要となった主な原因



備える
POINT

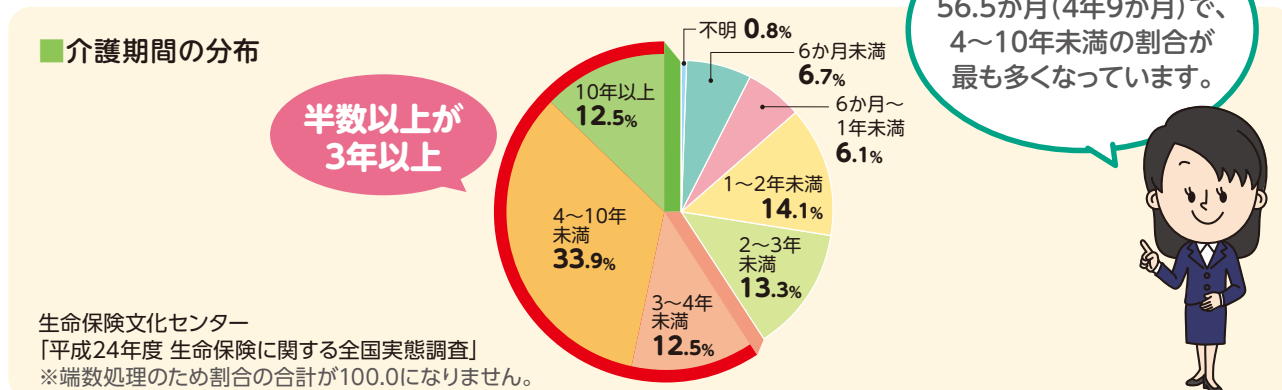
世帯主が要介護状態になった場合、経済的負担は増える傾向にあります。障害基礎年金等の社会保障だけで、現在の収入を補うことは難しいので、不足する生活資金を確保しておきたいものです。

世帯主が就労不能となった場合に必要と考える生活資金月額(世帯主年齢別)



介護の期間

- 要介護状態は長期化する可能性があります。



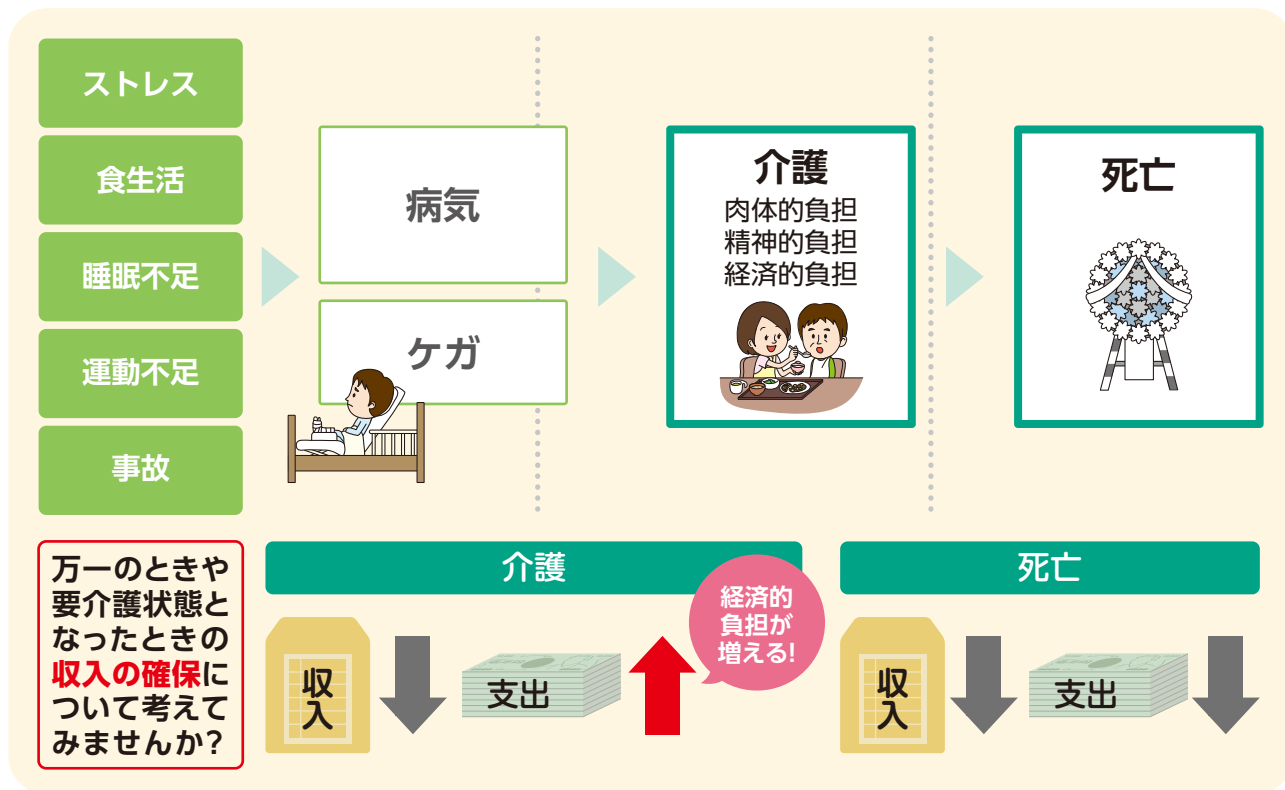
誰にでも要介護状態になるリスクはあります。
若くして要介護状態になった場合、
介護の期間は長期化する可能性があります。



&LIFE 総合収入保障保険

※「&LIFE 総合収入保障保険」は、「無解約返戻金型 総合収入保障保険 無配当」の販売名称です。

万一のときにはもちろんのこと、もし障害状態や要介護状態で働けなくなった場合でも、毎月年金が受け取れると安心です。



医療技術の進歩等によって、病気やケガになっても生存・回復する可能性が高まる一方、「介護」のリスクは気になります。**介護状態が長期化すると、収入の減少と支出の増加で収支のバランスが大きく崩れる**ことになります。だからこそ、万一のときはもちろん、要介護状態のときにも自分と家族の暮らしを支える年金があると安心です。

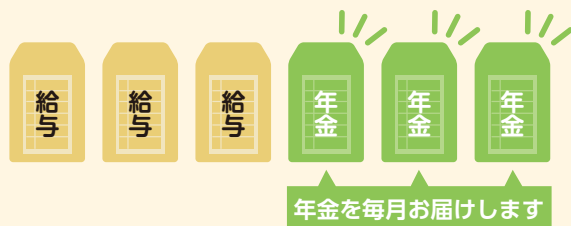
&LIFE 総合収入保障保険 であれば

たとえば…

お父さんが要介護状態で働けなくなったら…



そのとき、&LIFE 総合収入保障保険は…



要介護状態になると、ご本人だけでなく、ご家族も苦しみを覚えることになります。経済的な準備がしっかりできていれば、ご本人の精神的な苦痛だけでなく、ご家族にとっての負担感も軽減されます。

たとえば、このようなお客さまに おすすめです。



一家の大黒柱に万一のことがあったとき、 残されたご家族が安心して暮らしていくために

仕事や趣味のマリンスポーツと毎日充実している二児の父親。自分に万一のことがあっても、家族がこれまで通り、安心して暮らしていけるようそろそろ準備を考えています。



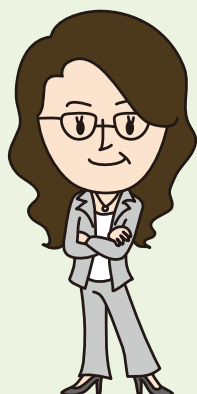
共働き夫婦のお客さまの住宅ローン お支払いへの備えとして

最近、マンションを購入(ご主人名義で住宅ローン借入)。ご主人の収入に奥さまの収入も合算して年収基準をクリア。ご主人は団体信用生命保険に加入しており、万一の場合も返済に支障はありませんが、奥さまに万一のことがあった場合に返済できなくなることもあります。



学資保険にご加入のお客さまの 上乗せ保障

学資保険に加入しており、ご自身の万一に備えて、お子さまの大学進学資金は準備しています。しかし、ご自身が要介護状態になった場合は、介護にかかる費用もかさむため、お子さまの教育資金を確保できなくなることもあります。



ワーキングシングルのお客さまの 介護への備え

40歳から64歳までは特定の病気で介護や支援が必要と認められないと公的介護保険の給付は受けられません。自分の介護への備えとして、収入を確保する自助努力が大切です。

特徴としくみ

この商品の魅力を紹介します。

特徴

1

働けなくなったとき、毎月一定の生活費を確保できます

- 被保険者が保険期間中に死亡されたとき、高度障害状態になられたときだけではなく、**約款所定の特定障害状態**や**要介護状態**になられたときも、生活を支える資金(年金)を毎月お支払いします。
- 年金のお支払事由が生じた場合には、以後の保険料のお払込みは不要になります。

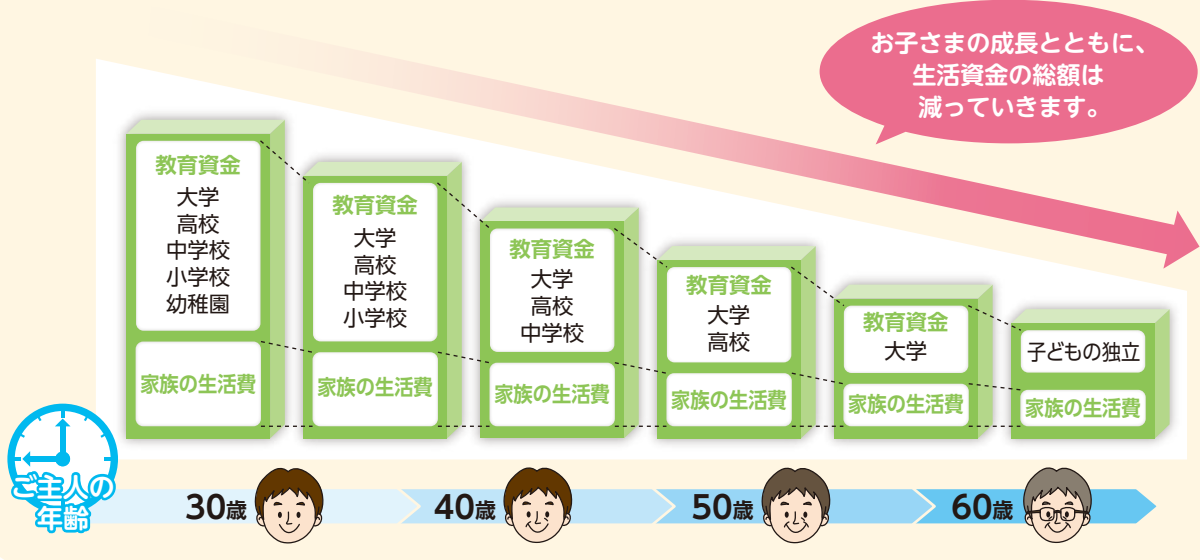
特徴

2

必要な保障額に合ったカタチです

- 一般的に、必要となる保障額はお子さまの成長とともに減っていきます。期間の経過とともに年金受取総額が減少していきますので、合理的に保障を確保できます。

必要となる生活資金の推移



特徴

3

もしものときに保険料のお払い込みが不要になります

- 保険料払込期間中に、約款所定の特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、約款所定の身体障害状態になられたとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。

特徴

4

ニーズに合わせてタイプを選べます

- 無事故給付金の有無が選べます。



無事に保険期間満了を迎えると、無事故給付金(基本年金額の1か月分)をお支払いします。ただし、障害保障年金・介護保障年金が支払われた場合を除きます。



無事故給付金がないため、お払込みいただく保険料がA型より割安になっています。

注 定额型・A型かつ月払(口座振替)の場合、最終2か月分保険料の口座振替を停止し、無事故給付金より控除します。

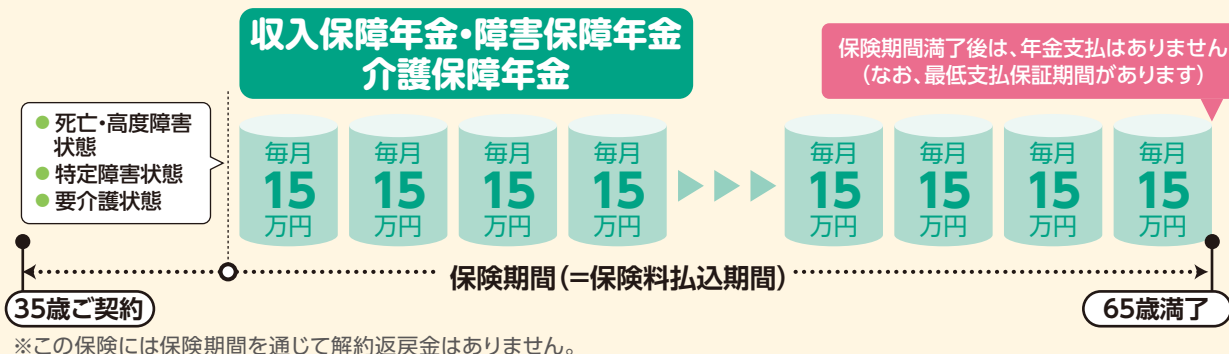
ご契約年齢・性別: 35歳・男性
 基本年金月額: 15万円
 保険期間・保険料払込期間: 65歳満了
 月払保険料: 9,537円
 最低支払保証期間: 5年 定額型・B型

&LIFE 総合収入保障保険

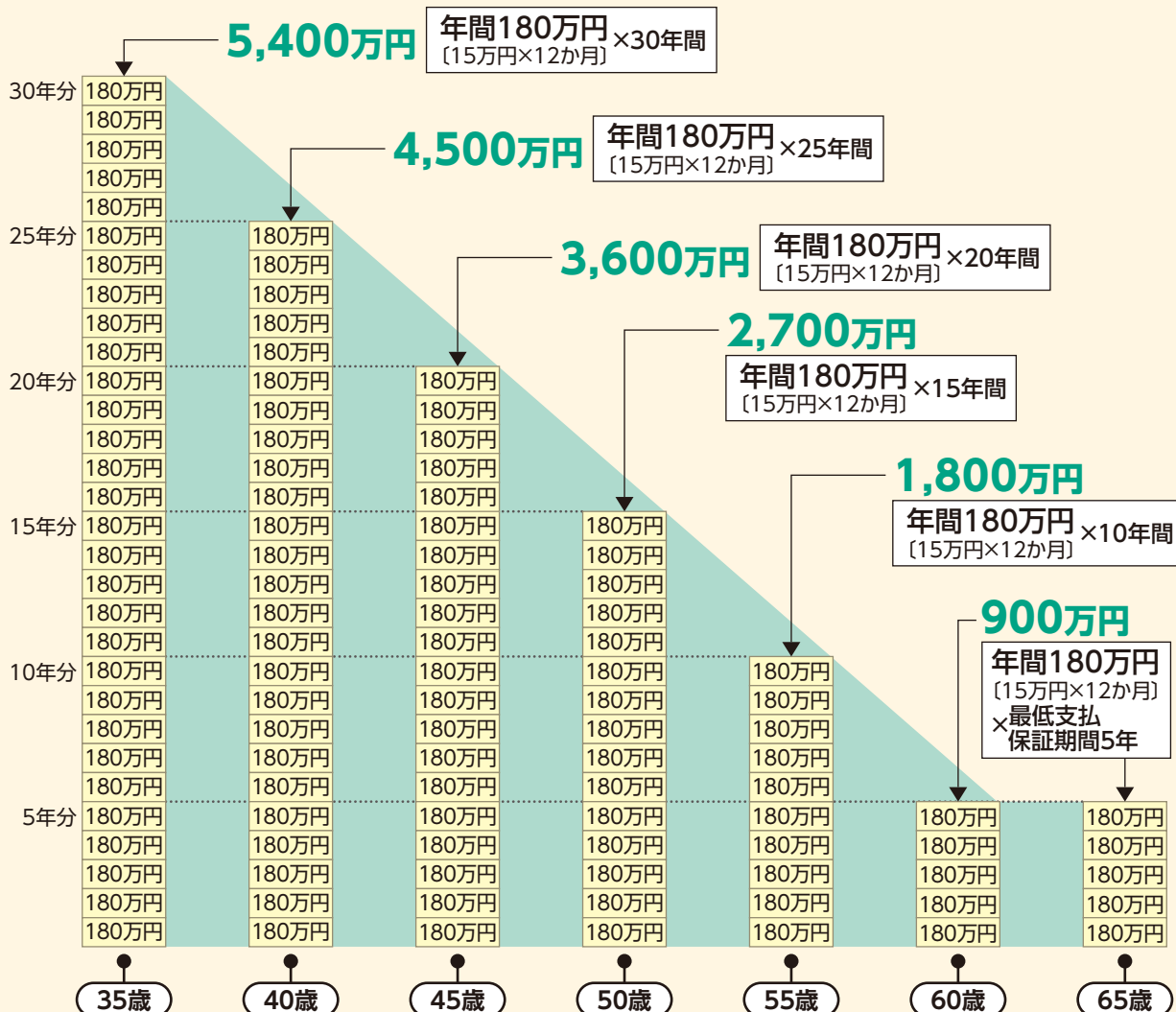
無解約返戻金型 総合収入保障保険

無配当

■万一のことがあったときから保険期間満了まで年金をお支払いします。



■年金受取総額を図で表すと以下ようになります。 年金受取総額は期間の経過に応じて減少します。



※たとえば、40歳で亡くなられたとき(ご契約から5年1か月)毎月15万円、年間では180万円、25年間の総額で4,500万円をお支払いします。

年金 受取

たとえば、次のようなときに、
年金をお支払いします。

たとえば…

死亡



お亡くなりになられた場合

収入保障年金

死亡されたとき、残されたご家族の生活を支える資金をお支払いします。

高度障害 状態



たとえば…

脳梗塞により、他人の介護を
要する状態になられたとき

障害保障年金

脳梗塞を原因として、全身の機能が低下し、食事の摂取・排泄や排泄の後始末、衣服の着脱・起居・歩行・入浴の全てにおいて自力では全く不可能で、終身常に介護を要する場合、障害保障年金をお支払いします。

特定障害 状態



たとえば…

交通事故で、せきつい脊椎を損傷
されたとき

障害保障年金

脊椎に障害を残し、他人の介助や杖等の補助がなければ立ち上がることができない場合、障害保障年金をお支払いします。

要介護 状態



たとえば…

アルツハイマー病で認知症と
なり要介護状態になられた
とき

介護保障年金

器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の**介護を要する状態**に該当し、その状態が**180日以上継続**していることが医師によって診断確定された場合に介護保障年金をお支払いします。

介護保障年金

保険期間中に左記の要介護状態より、**死亡**された場合、そのまま保険期間満了（最低支払保証期間5年）まで、**法定相続人**に介護保障年金をお支払いします。

※年金のお支払事由の対象をイメージするために、簡略化した表現を用いています。

※この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

お支払事由について

- 死亡されたときや約款所定の要介護状態・高度障害状態・特定障害状態になられたとき、収入保障年金・介護保障年金・障害保障年金のいずれかをお支払いします。
- 年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が5年に満たない場合でも、最低支払保証期間5年(60回)のお支払いを保証します。
- 年金のお支払事由が生じた場合には、以後の保険料のお払込みは不要になります。

※収入保障年金・介護保障年金・障害保障年金は重複してお支払いしません。

死 亡

お亡くなりになられたとき。

約款所定の

高度障害 状態

高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

病気・ケガを問わず

- 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

約款所定の

特定障害 状態

特定障害状態とは、国民年金法施行令第4条の6別表(平成13年1月6日現在)の障害等級1級に定める程度の障害の状態(下記)にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。

病気・ケガを問わず

- 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くもの
- 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 前記に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 精神の障害であって、前記と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前記と同程度以上と認められる程度のもの

約款所定の

要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した場合をいいます。なお、お支払事由の要件ではその状態が180日以上継続していると医師によって診断確定される必要があります。

※要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

病気・ケガを問わず

- 常時寝たきり状態で、右表の①に該当し、かつ右表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ①ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- ②衣服の着脱が自分ではできない。
- ③入浴が自分ではできない。
- ④食物の摂取が自分ではできない。
- ⑤大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

※年金をお支払いできる場合(お支払事由)については、必ず「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

お受取例

万一のときにお受け取りいただける年金のイメージをご説明します。



万一のときのお受取例

- 35歳でご契約された方が亡くなられた場合の収入保障年金のお受取りイメージです。

ご契約例

ご契約年齢・性別: 35歳・男性
基本年金月額: 15万円
保険期間・保険料払込期間: 65歳満了
月払保険料: 9,537円
最低支払保証期間: 5年 定額型・B型

ご契約から10年1か月目



45歳で亡くなられたとき



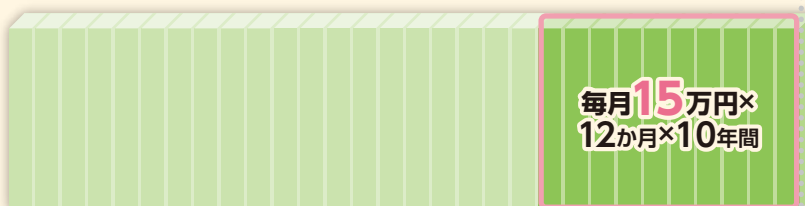
年金受取総額

3,600万円を
お受け取り
いただけます

ご契約から20年1か月目



55歳で亡くなられたとき



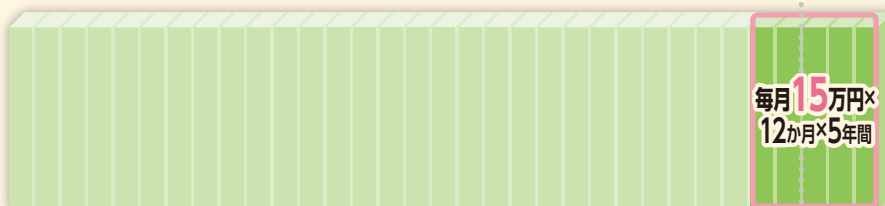
年金受取総額

1,800万円を
お受け取り
いただけます

保険期間満了前5年以内



63歳で亡くなられたとき



年金受取総額

900万円を
お受け取り
いただけます

※保険期間満了前5年以内は5年間
(60回)の年金支払を保証します。



35歳



45歳



55歳



65歳満了



- まとまった資金が必要な場合等、年金を月々受け取るのではなく、将来お支払いする年金の現価相当額を「一括」でお受け取りいただくことも可能です。

受取方法
1

年金受取

ご契約から10年1か月目



45歳で亡くなられたとき



年金受取総額

3,600万円を
お受け取り
いただけます

受取方法
2

一括受取

ご契約から10年1か月目



45歳で亡くなられたとき



将来お受け取り
いただく年金の
現価相当額

約3,074万円を
一括でお受け取り
いただけます

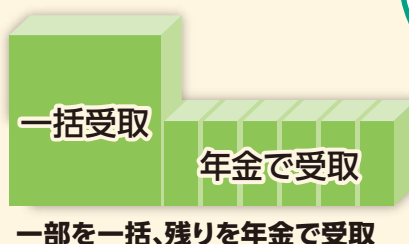
※年金受取の途中で一括受取にも変更できます。

- さらに、このような受取方法もあります。

上記受取方法に加え、「一部を一括、残りを年金」でお受け取りいただくことも可能です。

※「一括受取」、「一部を一括、残りを年金」で受け取る場合の総額は、すべて年金で受け取る場合の総額よりも少なくなります。

※年金の一部を一括で受け取り、残りを年金で受け取るには、年金を請求されるときに「年金支払特約」を付加していただきます。（三井住友海上あいおい生命所定の条件を満たす場合に限りです）



いろいろな
受取方法が
あるのね。



もしものときに 保険料のお払込みが不要になります。

保険料の払込免除について

- 保険料払込期間中に、以下の保険料払込免除事由に該当した場合には、以後の保険料のお払込みは不要になります。

1 約款所定の特定疾病になられたとき

たとえば… 悪性新生物（ガン）、急性心筋梗塞、
脳卒中になられたとき



特定疾病とは次のいずれかをいいます。

- 悪性新生物（ガン）：責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）にかかったと医師によって診断確定されたとき。
（上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。）
- 急性心筋梗塞：初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合（狭心症等は除く）
- 脳卒中：初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象）

2 約款所定の身体障害状態になられたとき

たとえば… 交通事故による
後遺障害で背骨が
曲がらなくなられた
とき

不慮の事故によるケガにより、その事故の日からその日
を含めて180日以内に約款所定の身体障害状態（脊柱^{せきちゅう}
に著しい運動障害が永久
に残ってしまった等）に
該当された場合



不慮の事故^注による身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
- 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
- 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
- 1上肢を手関節以上で失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
- 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
- 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- 10手指の用をまったく永久に失ったもの
- 10足指を失ったもの

注 対象となる「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

参考 保険料払込免除事由に該当し、その後、年金のお支払事由に該当した場合

たとえば… 脳卒中（脳梗塞）で右(左)半身麻痺となったとき

保険料
払込免除

以後、保険料の
お払込みは不要です。

初めて医師の診療を受けた日から**60日以上**、
言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続
したと医師によって診断されたとき、保険料の
お払込みが不要になります。

年金
受取

介護保障年金を
お受け取りいただけます。

その後寝たきり状態（約款所定の要介護状態）が
180日以上継続していることが医師によって診断
確定された場合に、介護保障年金をお受け取り
いただけます。



※保険料の払込免除事由については、必ず「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

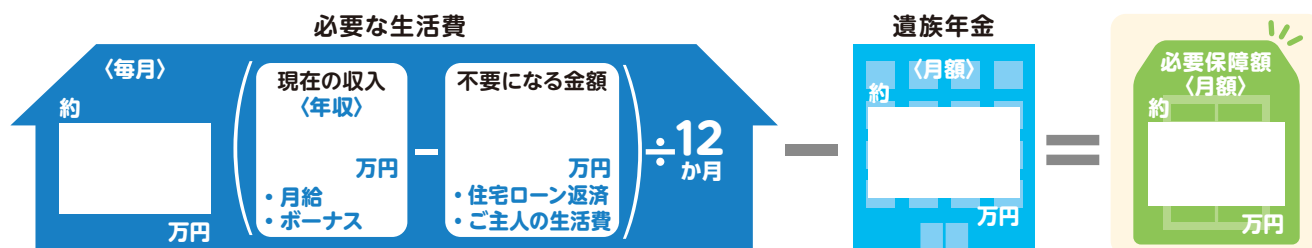
※年金のお支払事由や保険料払込免除の対象をイメージいただくために、簡略化した表現を用いています。

プランを決めるにあたり、毎月の収入が「いくら」、「いつまで」必要なのか考えてみましょう。

万一のときの保障は「いくら」あればいいのでしょうか？

1 基本年金月額 万円

- 万一のときでも、収入が確保されていれば今までと変わらない生活続けることができます。



備える POINT

要介護状態となった場合、万一のときよりも経済的負担は増える傾向にありますので、介護に必要な金額も考慮しておく必要があります。

万一のときの保障は「いつまで」あればいいのでしょうか？

2 保険期間満了年齢 ☐ 60歳 ☐ 65歳 ☐ その他 歳

- ご家族の構成や年齢によって、万一のときの保障が必要な期間を考えましょう。



ご主人の
定年まで？



お子さまの
独立まで？



お子さまの
結婚まで？

無事故の際の給付金は必要ですか？

3 無事故給付金

☐ あり 定額型 A型 ☐ なし 定額型 B型

4 保険料

円

参考 ご家族がもらえるひと月あたりの遺族年金額

	会社員の世帯 (遺族基礎年金+遺族厚生年金)	公務員・教員世帯 (遺族基礎年金+遺族共済年金)	自営業世帯 (遺族基礎年金)
18歳未満の子が 2人の期間	約15.0万円	約16.0万円	約10.2万円
18歳未満の子が 1人の期間	約13.2万円	約14.2万円	約8.3万円

※会社員および公務員・教職員については、平均標準報酬月額を35万円、平均標準報酬額を45万円、厚生年金および共済年金の加入月数は、平成15年3月以前を168か月、平成15年4月以降を132か月として計算しています。

※計算にあたっては平成26年4月時点の価格を使用しており、以後の物価スライド率は考慮しておりません。遺族年金の支給条件等の詳細は、遺族基礎年金については市町村役場、遺族厚生年金については年金事務所、遺族共済年金については各共済組合等にお問い合わせください。

参考 介護の費用

※公的介護保険サービスの自己負担費用を含む。

長期間、毎月一定額の費用がかかる場合もあります。

月々の費用

月々支払っている、または支払っていた費用

- 介護事業者が提供する介護サービスの利用料
- 介護用品の購入費用 など

1か月あたり平均 7.7万円

生命保険文化センター「平成24年度 生命保険に関する全国実態調査」

【高額介護サービス費について】

公的介護保険で利用できるサービスは、要介護度に応じた1か月あたりの利用限度額が設定されています。サービス利用料の1割は自己負担ですが、自己負担額(世帯合計額)が所得に応じて定められた上限額(2015年1月現在15,000円～37,200円※)を超えた場合、超えた額が申請により支給されます。たとえば、世帯全員が住民税非課税、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超える場合、上限額は24,600円となります。

注 2015年8月より高額介護サービス費の見直しが予定されています。

13

リビング・ニーズ特約

➡ この特約を付加しても保険料は変わりません。

- 被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、リビング・ニーズ保険金として、収入保障年金の一部または全部を被保険者にお支払いします。



・リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。特約基準保険金額(ご請求額)は、被保険者お1人につき他のご契約を通算して3,000万円を限度とします。また、特約基準保険金額(ご請求額)から6か月分の利息および保険料相当額を差し引きます。

・被保険者死亡時に、受け取られたリビング・ニーズ保険金の残額がある場合は、相続人に対する相続財産として課税されます。その際は、生命保険金の非課税枠の適用はありません。(相続税法第12条1項1号)

上記、税務上のお取扱いについては2015年1月施行中の税制によります。

今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、保険金にかかる税金については、実際に受け取られた時点の税制によります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

三井住友海上あいおい生命のお客さま専用 無料電話相談サービス

健康で快適な生活を応援します!



満点生活応援団



健康・医療、介護、育児、暮らし等に関するお客さまのお悩みに、無料電話相談サービス「満点生活応援団」を提供しております。

サービス内容	健康・医療	介護	暮らし	家事代行業者紹介
ご利用対象	ご契約者・被保険者ご本人さまと その同居のご家族の皆さま			ご契約者ご本人さま (個人契約のみ)

健康・医療相談

- 看護師相談
- 医療機関総合情報提供
- 人間ドック紹介
- 脳卒中専門相談
- メディカルオピニオンサービス
- 紹介状発行サービス
- PET検診紹介
- ヘルスチェックサービス
- おくすり相談
- 脳ドック検診紹介
- メンタルヘルス相談

介護相談

- 介護相談
- 介護・福祉総合情報提供

暮らしの相談

- 育児・子育て相談
- 暮らしの情報提供
- 社会保険労務士相談
- 税務・年金・資産運用相談
- 暮らしのトラブル相談

家事代行業者紹介

- 家事代行業者紹介

※サービスの内容等は2015年1月現在のものであり、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「満点生活応援団」は三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上あいおい生命が提携する株式会社保健同人社、ダイヤル・サービス株式会社、株式会社安心ダイヤルが提供するサービスです。

■無解約返戻金型 総合収入保障保険(無配当)

■最低支払保証期間5年

■定額型

(単位:円)

	年齢 (歳)	男性				女性			
		基本年金月額				基本年金月額			
		5万円	8万円	10万円	15万円	5万円	8万円	10万円	15万円
A型	25	2,211	3,537	4,307	6,320	1,568	2,510	3,021	4,388
	26	2,226	3,562	4,338	6,367	1,595	2,552	3,074	4,467
	27	2,258	3,612	4,401	6,461	1,627	2,603	3,137	4,563
	28	2,284	3,654	4,453	6,539	1,653	2,645	3,190	4,642
	29	2,325	3,721	4,537	6,664	1,680	2,688	3,243	4,722
	30	2,372	3,796	4,630	6,805	1,701	2,722	3,286	4,785
	31	2,404	3,846	4,703	6,915	1,727	2,764	3,349	4,881
	32	2,445	3,913	4,787	7,040	1,743	2,789	3,381	4,929
	33	2,487	3,980	4,881	7,181	1,764	2,823	3,434	5,008
	34	2,534	4,055	4,975	7,321	1,780	2,849	3,466	5,056
	35	2,570	4,113	5,058	7,447	1,802	2,883	3,519	5,135
	36	2,617	4,188	5,152	7,587	1,817	2,908	3,551	5,183
	37	2,664	4,263	5,256	7,744	1,833	2,934	3,593	5,247
	38	2,706	4,330	5,340	7,869	1,844	2,951	3,614	5,278
	39	2,743	4,388	5,423	7,994	1,855	2,968	3,646	5,326
	40	2,779	4,447	5,496	8,104	1,870	2,993	3,678	5,374
	41	2,821	4,514	5,590	8,244	1,892	3,027	3,731	5,453
	42	2,852	4,564	5,663	8,354	1,902	3,044	3,763	5,501
	43	2,883	4,614	5,736	8,463	1,913	3,061	3,794	5,549
	44	2,909	4,655	5,799	8,557	1,923	3,078	3,826	5,596
	45	2,930	4,689	5,851	8,636	1,939	3,103	3,869	5,660
	46	2,956	4,731	5,913	8,729	1,950	3,120	3,900	5,708
	47	2,988	4,781	5,976	8,839	1,961	3,137	3,922	5,755
	48	3,014	4,822	6,028	8,933	1,966	3,146	3,932	5,787
	49	3,045	4,872	6,091	9,042	1,982	3,171	3,964	5,851
	50	3,082	4,931	6,164	9,167	1,987	3,180	3,975	5,883
	51								
	52								
	53								
	54								
	55								

B型	25	2,164	3,462	4,213	6,179	1,526	2,442	2,936	4,261
	26	2,190	3,504	4,265	6,258	1,558	2,493	2,999	4,356
	27	2,216	3,546	4,318	6,336	1,579	2,527	3,042	4,420
	28	2,237	3,579	4,359	6,398	1,600	2,560	3,084	4,483
	29	2,273	3,637	4,432	6,508	1,627	2,603	3,137	4,563
	30	2,310	3,696	4,505	6,617	1,643	2,628	3,169	4,611
	31	2,346	3,754	4,589	6,742	1,658	2,654	3,211	4,674
	32	2,383	3,813	4,662	6,852	1,674	2,679	3,243	4,722
	33	2,419	3,871	4,745	6,977	1,690	2,705	3,286	4,785
	34	2,456	3,930	4,818	7,087	1,701	2,722	3,307	4,817
	35	2,497	3,996	4,912	7,227	1,722	2,756	3,360	4,897
	36	2,539	4,063	4,995	7,353	1,727	2,764	3,370	4,913
	37	2,570	4,113	5,068	7,462	1,738	2,781	3,402	4,960
	38	2,602	4,163	5,131	7,556	1,743	2,789	3,413	4,976
	39	2,633	4,213	5,204	7,666	1,743	2,789	3,423	4,992
	40	2,664	4,263	5,267	7,759	1,749	2,798	3,434	5,008
	41	2,690	4,305	5,329	7,853	1,754	2,806	3,455	5,040
	42	2,711	4,338	5,381	7,932	1,754	2,806	3,466	5,056
	43	2,727	4,363	5,423	7,994	1,754	2,806	3,476	5,072
	44	2,737	4,380	5,454	8,041	1,754	2,806	3,487	5,088
	45	2,748	4,397	5,486	8,088	1,749	2,798	3,487	5,088
	46	2,753	4,405	5,507	8,119	1,738	2,781	3,476	5,072
	47	2,758	4,413	5,517	8,151	1,727	2,764	3,455	5,056
	48	2,758	4,413	5,517	8,166	1,701	2,722	3,402	4,992
	49	2,758	4,413	5,517	8,182	1,680	2,688	3,360	4,944
	50	2,753	4,405	5,507	8,182	1,648	2,637	3,296	4,865
	51								
	52								
	53								
	54								
	55								

※太枠内のご契約は告知書扱ではお申込みいただけませんので、ご注意ください。また太枠外であっても告知書扱ではお申込みいただけない場合がございます。ご了承ください。

※ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

■無解約返戻金型 総合収入保障保険(無配当)

■最低支払保証期間5年

■定額型

(単位:円)

	年齢 (歳)	男性				女性			
		基本年金月額				基本年金月額			
		5万円	8万円	10万円	15万円	5万円	8万円	10万円	15万円
A型	25	2,668	4,270	5,219	7,684	1,843	2,948	3,567	5,205
	26	2,706	4,330	5,294	7,797	1,891	3,026	3,664	5,350
	27	2,760	4,416	5,402	7,958	1,945	3,113	3,772	5,513
	28	2,819	4,510	5,520	8,135	1,989	3,182	3,859	5,642
	29	2,878	4,605	5,638	8,312	2,032	3,251	3,945	5,772
	30	2,948	4,717	5,778	8,522	2,075	3,320	4,032	5,902
	31	3,017	4,828	5,917	8,731	2,124	3,398	4,129	6,048
	32	3,093	4,948	6,068	8,957	2,167	3,467	4,215	6,177
	33	3,173	5,077	6,229	9,198	2,205	3,528	4,291	6,291
	34	3,254	5,206	6,390	9,440	2,243	3,588	4,367	6,404
	35	3,340	5,344	6,562	9,698	2,286	3,658	4,453	6,534
	36	3,426	5,481	6,744	9,972	2,313	3,701	4,518	6,631
	37	3,511	5,619	6,916	10,229	2,345	3,753	4,583	6,729
	38	3,592	5,748	7,088	10,487	2,378	3,805	4,659	6,842
	39	3,678	5,885	7,260	10,745	2,410	3,857	4,723	6,940
	40	3,753	6,005	7,421	10,987	2,448	3,917	4,810	7,069
	41	3,834	6,134	7,582	11,228	2,475	3,960	4,864	7,150
	42	3,925	6,280	7,775	11,518	2,513	4,021	4,950	7,280
	43	3,995	6,392	7,915	11,728	2,545	4,073	5,015	7,377
	44	4,075	6,521	8,087	11,985	2,578	4,125	5,091	7,491
	45	4,140	6,624	8,216	12,179	2,610	4,176	5,156	7,588
B型	25	2,642	4,227	5,165	7,603	1,810	2,897	3,502	5,107
	26	2,674	4,278	5,230	7,700	1,859	2,974	3,599	5,253
	27	2,722	4,356	5,327	7,845	1,902	3,044	3,686	5,383
	28	2,781	4,450	5,445	8,022	1,951	3,121	3,783	5,529
	29	2,840	4,545	5,563	8,199	1,994	3,191	3,869	5,659
	30	2,910	4,656	5,702	8,409	2,032	3,251	3,945	5,772
	31	2,980	4,768	5,842	8,618	2,075	3,320	4,032	5,902
	32	3,044	4,871	5,971	8,812	2,118	3,390	4,118	6,031
	33	3,125	5,000	6,132	9,053	2,156	3,450	4,194	6,145
	34	3,200	5,120	6,282	9,279	2,189	3,502	4,259	6,242
	35	3,286	5,258	6,454	9,537	2,221	3,554	4,324	6,340
	36	3,361	5,378	6,615	9,778	2,259	3,614	4,410	6,469
	37	3,447	5,516	6,787	10,036	2,286	3,658	4,464	6,550
	38	3,522	5,636	6,948	10,278	2,307	3,692	4,518	6,631
	39	3,608	5,773	7,120	10,535	2,334	3,735	4,572	6,713
	40	3,678	5,885	7,270	10,761	2,361	3,779	4,637	6,810
	41	3,753	6,005	7,421	10,987	2,383	3,813	4,680	6,875
	42	3,828	6,126	7,582	11,228	2,410	3,857	4,745	6,972
	43	3,898	6,237	7,722	11,438	2,443	3,908	4,810	7,069
	44	3,968	6,349	7,872	11,663	2,464	3,943	4,864	7,150
	45	4,027	6,444	7,990	11,840	2,486	3,978	4,907	7,215
	46	4,086	6,538	8,119	12,034	2,497	3,995	4,940	7,264
	47	4,145	6,633	8,248	12,227	2,502	4,004	4,961	7,296
	48	4,193	6,710	8,355	12,388	2,502	4,004	4,972	7,312
	49	4,247	6,796	8,473	12,565	2,497	3,995	4,972	7,312
	50	4,285	6,856	8,559	12,694	2,480	3,969	4,950	7,280
	51	4,312	6,899	8,624	12,791	2,464	3,943	4,929	7,248
	52	4,333	6,933	8,667	12,871	2,443	3,908	4,886	7,199
	53	4,338	6,942	8,677	12,904	2,410	3,857	4,821	7,118
	54	4,344	6,950	8,688	12,936	2,383	3,813	4,767	7,053
	55	4,328	6,925	8,656	12,904	2,351	3,761	4,702	6,972

※太枠内のご契約は告知書扱ではお申込みいただけませんので、ご注意ください。また太枠外であっても告知書扱ではお申込みいただけない場合がございます。ご了承ください。

※ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

Q&A

お客さまからのご質問にお答えします。



Q 1 保障がはじまるのは、いつからなの？

- A 1** 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。

Q 2 年金をもらえない場合があるの？

- A 2** たとえば次のような場合には、年金等をお支払いできません。

- ▶ 故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約または特約が解除されたとき
例) ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡されたとき
- ▶ 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となられたとき
- ▶ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき
- ▶ 責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき 等

 詳細につきましては、「注意喚起情報」の「年金等をお支払いできない場合について」および「ご契約のしおり・約款」の「保険金・年金・給付金等をお支払いできない場合について」によりご確認ください。

Q 3 保険料の払込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなるの？

- A 3** 保険料の払込猶予期間があります。

- ▶ 保険料払込期月中にご都合のつかない場合のために、保険料払込猶予期間を設けています。この猶予期間中に保険料のお払込みがない場合には、ご契約は失効します。
- ▶ 万一ご契約が失効した場合でも、失効した日から3年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知(ご契約によっては診査)と、復活に必要な保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

Q 4 税務の取扱いはどうなるの？

A 4 主な税務のお取扱いについてご案内します。

▶ お払込みいただいた保険料は、「生命保険料控除^{注1}」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。(所得税法第76条)

注1 生命保険料控除の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「税法上のお取扱いについて」によりご確認ください。

▶ 年金(一時金)を受け取る場合は、契約者・被保険者と年金受取人の関係によって、次のとおり税務が異なります。

ご契約の名義	年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
	被保険者死亡時 (年金受給権取得時)	毎年の年金受取時	
契約者と被保険者が同一の場合  夫 夫 妻 または 子 契約者 被保険者 年金受取人	相続税^{注2} (年金の評価額に対する課税) 相続税法第3条・24条		相続税^{注2} 相続税法第3条
契約者と年金受取人が同一の場合  夫 妻 夫 契約者 被保険者 年金受取人	—	所得税^{注3} (雑所得) 所得税法施行令 183条・185条 所得税基本通達35	所得税 (一時所得) 所得税法第34条
契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合  妻 夫 子 契約者 被保険者 年金受取人	贈与税 (年金の評価額に対する課税) 相続税法第5条・24条		贈与税 相続税法第5条

注2 受取人が法定相続人の場合は、年金の評価額(一時金として受け取る場合はその金額)に対する相続税課税時に、生命保険金の非課税限度額適用の対象となります。

注3 年金として受け取る場合、受給初年度を除く毎年の年金は、相続税・贈与税の課税対象部分を除いた部分が雑所得となり、所得税が課税されます。



・収入保障年金受取人はご契約後も変更できますが、第1回年金のお支払事由発生後は変更できません。

・上記、税務上のお取扱いについては2015年1月施行中の税制によります。

今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、保険金、年金にかかる税金については、実際に受け取られた時点の税制によります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

■お取扱範囲について

	&LIFE 総合収入保障保険
契 約 年 齢	18歳～70歳(満年齢)
保 険 期 間	15・20・25・30年満了、50歳～80歳満了
保 険 料 払 込 期 間	保険期間と同一
最 低 基 本 年 金 月 額	5万円(単位:1万円)

※保険料払込方法(経路)の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「保険料の払込方法について」によりご確認ください。

※お申込みいただく内容によっては、上記範囲に制限があります。

■契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと三井住友海上あいおい生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人(募集代理店の担当者)は、保険契約締結の媒介をさせていただきます。したがって、保険契約締結の代理権や告知の受領権を有するものではありません。

なお、お客さまが生命保険募集人(募集代理店の担当者)の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。
- この保険の保険料に充当するために、銀行等からの借入を前提として申し込まれた場合はご契約のお引受けはできません。
- お客さまの同意をいただかない限り、保険商品の募集時に銀行等の他の業務に関する情報を利用すること、およびお申込みに関して知り得た情報を銀行等の他の業務に利用することはありません。

お問合せ先

三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター

三井住友海上あいおい生命 ホームページ

0120-324-386 (無料)

<http://www.msa-life.co.jp>

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00

(日・祝日・年末年始を除きます)

携帯電話からもご利用いただけます。

このご案内は商品の概要を説明しています。ご検討の際は必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

[引受保険会社]

[募集代理店]

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<http://www.msa-life.co.jp>

【MS】B6012-3 40,000 2015.5.2 (改) 62 登2015-G-024(2015.5.2)